

議案第6号

一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和4年2月24日 提出

羽曳野市長 山入端 創

## 提 案 理 由

昨今の社会経済情勢を反映した人事院の勧告に鑑み、一般職の職員及び特別職の職員の期末手当の支給額の改定並びに育児休業等に関する制度の改正等、国及び他の地方公共団体の職員との給与その他勤務条件の均衡を図る必要が生じたため、この条例を制定しようとするものであります。

一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

令和 年 月 日

羽曳野市条例第 号

(一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第 1 条 一般職の職員の給与に関する条例(昭和 43 年羽曳野市条例第 445 号)の一部を次のように改正する。

第 17 条第 2 項中「100 分の 127.5」を「100 分の 120」に改め、同条第 3 項中「100 分の 127.5」を「100 分の 120」に、「100 分の 72.5」を「100 分の 67.5」に改める。

(羽曳野市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第 2 条 羽曳野市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(令和 3 年羽曳野市条例第 7 号)の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項中「100 分の 127.5」を「100 分の 120」に、「100 分の 167.5」を「100 分の 162.5」に改める。

(特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第 3 条 特別職の職員の給与に関する条例(昭和 31 年羽曳野市条例第 6 号)の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 項中「100 分の 220」を「100 分の 215」に改める。

(羽曳野市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第 4 条 羽曳野市職員の育児休業等に関する条例(平成 4 年羽曳野市条例第 9 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 号ア(ア)を削り、同号ア中(イ)を(ア)とし、(ウ)を(イ)とする。

第 11 条中「次のいずれにも該当する」を「勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める」に改め、同条各号を削る。

第 14 条を第 16 条とし、第 13 条の次に次の 2 条を加える。

(妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等)

第 14 条 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずる事実を申し出たときは、当該職員に対し

て、育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

- 2 任命権者は、職員は前項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。

(勤務環境の整備に関する措置)

第 15 条 任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する育児休業に関する研修の実施
- (2) 育児休業に関する相談体制の整備
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

(令和 4 年 6 月に支給する期末手当に関する特例)

- 2 一般職の職員(地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号)第 22 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員を除く。)に対する令和 4 年 6 月に支給する期末手当の額は、第 1 条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する条例第 17 条第 2 項(同条第 3 項又は第 2 条の規定による改正後の羽曳野市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第 5 条第 2 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)及び一般職の職員の給与に関する条例(以下この項において「給与条例」という。)第 17 条第 4 項から第 6 項まで若しくは第 22 条第 1 項から第 3 項まで又は公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成 14 年羽曳野市条例第 16 号)第 4 条の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額(以下この項において「基準額」という。)から、令和 3 年 12 月に支給された期末手当の額に、同月 1 日(同日前 1 箇月以内に退職した者にあつては、当該退職をした日)における次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額(以下この項において「調整額」という。)を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当を支給しない。

(1) 再任用職員(地方公務員法第 28 条の 4 第 1 項、第 28 条の 5 第 1 項又は第 28 条の 6 第 1 項若しくは第 2 項の規定により採用された職員をいう。次号において同じ。)以外の職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める割合

ア イに掲げる職員以外の職員 127.5 分の 15

イ 羽曳野市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第 4 条第 1 項に規定する特定任期付職員 167.5 分の 10

(2) 再任用職員 72.5 分の 10

3 特別職の職員に対する令和 4 年 6 月に支給する期末手当の額は、第 3 条の規定による改正後の特別職の職員の給与に関する条例第 6 条第 2 項及び特別職の職員の給与に関する条例第 6 条第 3 項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額(以下この項において「基準額」という。)から、令和 3 年 12 月に支給された期末手当の額に、220 分の 10 を乗じて得た額(以下この項において「調整額」という。)を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当を支給しない。

(羽曳野市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

4 羽曳野市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年羽曳野市条例第 22 号)の一部を次のように改正する。

附則に次の 1 項を加える。

(令和 4 年 6 月に支給する期末手当に関する特例)

6 令和 3 年 12 月に給与条例第 17 条第 3 項の規定により読み替えて適用する同条第 2 項の規定による期末手当(以下この項において「再任用職員期末手当」という。)を支給された者であつて、令和 4 年 6 月にこの条例の規定による期末手当を支給される会計年度任用職員に対する期末手当の額は、第 6 条又は第 13 条の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額(以下この項において「基準額」という。)から、再任用職員期末手当の額に、72.5 分の 10 を乗じて得た額(以下この項において「調整額」という。)を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当を支給しない。

新旧対照表

新	旧
<p><b>第1条関係</b> 一般職の職員の給与に関する条例</p> <p>(期末手当)</p> <p>第17条 1 省略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額(以下「給与月額」という。)に、<u>100分の120</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定については、同項中「<u>100分の120</u>」とあるのは「<u>100分の67.5</u>」とする。</p> <p>4～6 省略 以下省略</p>	<p><b>第1条関係</b> 一般職の職員の給与に関する条例</p> <p>(期末手当)</p> <p>第17条 1 省略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額(以下「給与月額」という。)に、<u>100分の127.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定については、同項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の72.5</u>」とする。</p> <p>4～6 省略 以下省略</p>
<p><b>第2条関係</b> 羽曳野市一般職の任期付職員の採用等に関する条例</p> <p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第5条 1 省略</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第17条第2項の規定の適用については、同項中「<u>100分の120</u>」とあるのは「<u>100分の162.5</u>」とする。</p> <p>以下省略</p>	<p><b>第2条関係</b> 羽曳野市一般職の任期付職員の採用等に関する条例</p> <p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第5条 1 省略</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第17条第2項の規定の適用については、同項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の167.5</u>」とする。</p> <p>以下省略</p>
<p><b>第3条関係</b> 特別職の職員の給与に関する条例</p> <p>第6条 1 省略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(退</p>	<p><b>第3条関係</b> 特別職の職員の給与に関する条例</p> <p>第6条 1 省略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(退</p>

職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき給料の月額及び地域手当の月額並びにこれらの合計額に 100 分の 18 を乗じて得た額の合計額に、100 分の 215 を乗じて得た額に、基準日以前 6 箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて一般職の職員の給与に関する条例(昭和 43 年羽曳野市条例第 445 号)第 17 条第 2 項各号に定める割合を乗じて得た額とする。

### 3 省略

以下省略

#### 第 4 条関係

羽曳野市職員の育児休業等に関する条例

(育児休業をすることができない職員)

第 2 条 育児休業法第 2 条第 1 項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1)・(2) 省略

(3) 次のいずれかに該当する常時勤務を要しない職員(以下「非常勤職員」という。)以外の非常勤職員

ア 次のいずれにも該当する非常勤職員

(ア) 省略

(イ) 省略

イ～エ 省略

第 3 条～第 10 条 省略

(育児部分休業をすることができない職員)

第 11 条 育児休業法第 19 条第 1 項の条例で定める職員は、勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員(再任用短時間勤務職員(地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号)第 28 条の 5 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める職員をいう。以下同じ。)を除く。)とする。

第 12 条・第 13 条 省略

職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき給料の月額及び地域手当の月額並びにこれらの合計額に 100 分の 18 を乗じて得た額の合計額に、100 分の 220 を乗じて得た額に、基準日以前 6 箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて一般職の職員の給与に関する条例(昭和 43 年羽曳野市条例第 445 号)第 17 条第 2 項各号に定める割合を乗じて得た額とする。

### 3 省略

以下省略

#### 第 4 条関係

羽曳野市職員の育児休業等に関する条例

(育児休業をすることができない職員)

第 2 条 育児休業法第 2 条第 1 項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1)・(2) 省略

(3) 次のいずれかに該当する常時勤務を要しない職員(以下「非常勤職員」という。)以外の非常勤職員

ア 次のいずれにも該当する非常勤職員

(ア) 引き続き在職した期間が 1 年以上である非常勤職員

(イ) 省略

(ウ) 省略

イ～エ 省略

第 3 条～第 10 条 省略

(育児部分休業をすることができない職員)

第 11 条 育児休業法第 19 条第 1 項の条例で定める職員は、次のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員(再任用短時間勤務職員(地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号)第 28 条の 5 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める職員をいう。以下同じ。))を除く。)とする。

(1) 引き続き在職した期間が 1 年以上である非常勤職員

(2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員

第 12 条・第 13 条 省略

(妊娠又は出産等についての申出があった場合  
における措置等)

第 14 条 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずる事実を申し出たときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員は前項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。

(勤務環境の整備に関する措置)

第 15 条 任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 職員に対する育児休業に関する研修の実施

(2) 育児休業に関する相談体制の整備

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置

第 16 条 省略  
以下省略

第 14 条 省略  
以下省略



羽曳野市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例 新旧対照表

新	旧
<p>附 則</p> <p>1～5 省略</p> <p><u>(令和 4 年 6 月に支給する期末手当に関する特例)</u></p> <p>6 <u>令和 3 年 12 月に給与条例第 17 条第 3 項の規定により読み替えて適用する同条第 2 項の規定による期末手当(以下この項において「再任用職員期末手当」という。)を支給された者であって、令和 4 年 6 月にこの条例の規定による期末手当を支給される会計年度任用職員に対する期末手当の額は、第 6 条又は第 13 条の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額(以下この項において「基準額」という。)から、再任用職員期末手当の額に、72.5 分の 10 を乗じて得た額(以下この項において「調整額」という。)を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当を支給しない。</u></p>	<p>附 則</p> <p>1～5 省略</p>